

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社関東製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 大輔
- (3) 所在地：茨城県猿島郡境町大字大歩 1282 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年9月10日認定「認2103002407」「認2103002408」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年7月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：嶋崎 一尚
 - (2) 代表者氏名：嶋崎 一尚
 - (3) 所在地：長野県南佐久郡南牧村大字平沢 177 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）
 - 平成31年4月17日認定「認1805010769」
 - 令和元年11月25日認定「認1905005583」
 - 令和2年10月20日認定「認2005002403」
 - 同年12月24日認定「認2005005305」
 - 令和3年12月1日認定「認2105003050」
 - 令和4年2月14日認定「認2105003552」「認2105003553」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年7月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：第一工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 西野 信昭
 - (3) 所在地：静岡県浜松市東区大島町 955 番地の 9

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 4 年 1 月 25 日認定「認 2106028442」「認 2106028443」「認 2106028444」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 5 年 7 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：農事組合法人長崎有機センター
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 桃田 政純
 - (3) 所在地：長崎県大村市東大村一丁目 2551 番地 3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）

令和 3 年 3 月 26 日認定「認2012016160」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 7 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って入国後講習を行わせていなかったと認められること、及び入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号(技能実習法第 9 条第 2 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：磐梯興業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 大野 和雄
 - (3) 所在地：東京都新宿区戸山3丁目21番6号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和2年7月28日認定「認2004019390」「認2004019391」
令和4年3月31日認定「認2104044787」
同年8月22日認定「認2204015947」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年7月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社フカベエッグ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 深部 安徳
 - (3) 所在地：宮崎県宮崎市高岡町花見 1720 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

令和元年 8 月 21 日認定「認1913004236」「認1913004237」
同年 12 月 5 日認定「認1913006452」「認1913006453」
令和 2 年 2 月 12 日認定「認1913012779」「認1913012780」
同年 9 月 18 日認定「認2013004574」「認2013004575」
令和 3 年 9 月 8 日認定「認2113002893」「認2113002894」「認2113002895」
「認2113002896」「認2013002953」「認2013002954」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 7 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社ヤマト重機
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 楠本 隆文
 - (3) 所在地：徳島県三好市山城町大和川 697 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

令和2年6月18日認定「認2010000893」「認2010000894」「認2010000895」
「認2010000896」「認2010000897」
令和4年9月8日認定「認2210001452」「認2210001453」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年7月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：吉野川食品合同会社
- (2) 代表者職氏名：代表社員 土井 頼雄
- (3) 所在地：徳島県徳島市栄町 5 丁目 14 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成31年 3 月 11 日認定「認1810005467」「認1810005468」「認1810005469」

令和 2 年 6 月 30 日認定「認1910007017」「認1910007018」

同年 8 月 6 日認定「認1910007016」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 7 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社令和
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 都築 武
 - (3) 所在地：茨城県東茨城郡茨城町大字木部 1940 番地 24

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成30年7月19日認定「認1803003008」「認1803003009」
令和元年10月8日認定「認1903002656」「認1903002657」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年7月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。